Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業 未来価値創造人材育成プログラム (b) 科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業 事後評価要項

令和元(2019)年5月10日

科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業推進委員会

1. 目的

Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業未来価値創造人材育成プログラム(b) 科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業(以下「本事業」という。)に選定された大学における各取組の達成状況について評価を行うとともに、本事業において実施されたフィージビリティスタディにより抽出された成果や課題を集約し、我が国の工学分野における実践教育を推進・普及していくために必要な知見を得ることを目的とする。

2. 対象, 時期

本事業に選定された各取組について、事業終了後の2019年度に事後評価を実施する。

3. 事後評価の体制. 方法

3.1.体制

事後評価は、本事業が扱う分野に関する高い知見を有する有識者等から構成される科学 技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業推進委員会(以下「委員会」という。)に おいて実施する。

3. 2. 方法

事後評価の目的を達成するため、①選定大学における各取組の達成度評価(以下「達成度評価」という。)と、②フィージビリティスタディによる成果と課題の集約(以下「フィージビリティスタディの集約」という。)を、以下の方法で実施する。

①達成度評価

各選定大学が作成する,当初計画の達成状況を記した事後評価調書について書面評価を行い,委員会の合議を経て評価結果を確定する。評価結果を確定させるにあたって,委員会が必要と判断した場合は,面接評価を行う。

②フィージビリティスタディの集約

各選定大学が作成するフィージビリティスタディ調書を運営拠点大学が集約し、フィージビリティスタディ報告書(案)を作成する。委員会と運営拠点大学はそれに基づ

き意見交換を行い, 運営拠点大学は, 意見交換を反映させたフィージビリティスタディ報告書を確定させる。

4. 達成度評価

4. 1. 項目と観点

達成度評価は、公募要領を踏まえ、下表(表1)に掲げる項目について、各観点を踏まえながら評価を行う。

彌 項目 観点 産業界等との連携体制や運営体制・マネジメント体制は明 産業界等との連携体制 1 確化又は明確化に向けた取組は具体化したか。 学部と大学院の連結教育プログラム1の先導的開発に向け 2 社会実装教育モデル た課題等を明らかにし、社会実装教育モデルを作成したか。 教育プログラムにおいて,情報分野の教育を充実させたか。 3 情報分野の教育 教育プログラムにおいて、工学に関する2以上の専攻分野、 4 分野の組合せ あるいは工学と工学以外の分野を組み合わせたか。 専門基礎カリキュラムの作成に貢献2し、教育プログラムに 5 専門基礎カリキュラム 組み込み、実施方針を明確にしたか。 教育プログラム履修学生の達成度評価を導入したか。 学生の達成度評価 6 教育専任教員3や実務家教員4の採用計画と教育業績評価制 7 実務家教員等の採用 度を構築したか。 実務家教員の教育の質保証及び教育力向上に資する取組の 8 実務家教員に対する FD 実施計画を構築したか。 補助期間終了後に、本事業の成果を踏まえ、教育プログラ 補助期間終了後の取組 9 ムの先導的開発が継続的に行われる計画となっているか。

表1 達成度評価の項目・観点

[「]学士課程・修士課程の6年一貫、学士課程・博士課程の9年一貫によるメジャー・マイナーもしくはダブルメジャーを取り入れた、学部と大学院の連結教育プログラム(公募要領, p.2)。以降、「教育プログラム」という。

² 他の選定大学と協働し専門カリキュラム作成を実施すること(同, p.2)。

³ 例えば、基礎教育充実のための教員(同, p.2)。

 $^{^4}$ 例えば、情報分野における特殊な技能に秀でていると認められるものの、論文実績や博士の学位を有さない教員 (同, pp.2-3)

4. 2. 評価

書面評価は、1つの選定大学の取組に対して3名の委員が行う。委員は評価項目毎に次の評語を付す(表2)。委員会は、選定大学の取組毎の評語を集計し、合議審査の参考とし、審議を尽くして総合評価を決定する(表3)。その際、委員会が必要と判断した場合は、面接評価を行い、総合評価の参考とする。

 評語
 程度

 s
 計画を超えた達成状況である。

 a
 計画は全て達成している。

 b
 計画に未達成の部分がある。

 c
 計画は全く達成されていない。

表2 達成度評価における、評価項目毎に付す評語

表3 達成度評価における、総合評価

評語	程度
S	計画を超えた取組が行われ、本事業の目的は十分に達成されるとともに、 想定以上の知見が得られたと評価できる。
AA	計画を超えた取組が行われ、本事業の目的は十分に達成されたと評価できる。
А	計画どおりの取組が行われ、本事業の目的は達成されたと評価できる。
В	概ね計画に沿った取組が行われ、本事業の目的はある程度達成されたと 評価できる。
С	計画に沿った取組が行われず、本事業の目的は達成されなかったと評価する。

その他、評価の実施に必要な事項は委員会において定める。

5. フィージビリティスタディの集約

フィージビリティスタディ調書及びフィージビリティスタディ報告書を作成するにあたっては、下表(表4)に掲げる観点についての成果と課題を明らかにすることとする。

表4 フィージビリティスタディの集約における観点

項番	観点
1	公募要領が求める産業界等との連携体制の構築について
2	公募要領が求める教育プログラムの構築について
3	公募要領が求める教育専任教員や実務家教員の採用促進に向けた教育業績評価制度 の構築について
4	その他、工学教育改革を進めるにあたって必要と考えられる事項について

その他、フィージビリティスタディの集約にあたって必要な事項は、運営拠点大学と協議の上、委員会において定める。

6. 事後評価の決定

6. 1. 達成度評価

総合評価にコメントを加え、評価結果(案)を作成する。その後、評価結果(案)を各選定大学に提示し、意見申立ての機会を設けた上で、評価結果を決定する。

6. 2. フィージビリティスタディの集約

意見交換を反映させたフィージビリティスタディ報告書を運営拠点大学が作成し、委員会が受理したことをもってフィージビリティスタディの集約の決定とする。

7. その他

7. 1. 開示·公開等

(1) 委員会の審議内容等の取扱いについて 評価に係る審議は原則非公開とする。

(2) 評価結果の公表等について

評価結果は、各選定大学から提出された事後評価調書のうち基本情報及び概要の 部分と合わせ、文部科学省より公表する。

(3) 委員の公表について

委員の氏名等については、評価結果の公表とともに公表することとする。

7.2. 利害関係者の排除等

各選定大学の取組に利害関係のある委員(以下の①~③に該当)は、事務局にその旨を申 し出ることとし、当該取組の評価には参加しないこととする。

- ① 委員が当該取組を実施する大学の専任又は兼任として在職(就任予定を含む。)又は 3年以内に在職していた場合
- ② 委員が当該取組を実施する大学・大学を設置する法人等の役員として在職(就任予定を含む。)又は3年以内に在職していた場合
- ③ その他、委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合

7.3.情報の管理, 守秘義務, 事後評価調書等の使途制限

- (1) 委員は、評価の過程で知り得た個人情報及び対象大学の評価内容に係る情報を外 部に漏らしてはならない。
- (2) 委員として取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理することとし、各種資料については、自宅又は研究室等において厳重に保管し、盗難や紛失の恐れがないよう、極力外部に持ち出さないこととする。また、電子データについては転送や複製を行わず、評価終了後には必ず削除するものとする。
- (3) 評価に係る資料等は、本事業の評価を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内でのみ使用する。

以上